

《質問に対する回答》

【成年後見制度について】(M 支部)

①成年後見人は必ず、必要ですか？

原則必ず必要だと思います。

2018年現在の成年後見制度を利用している人は約22万人で、潜在的な後見ニーズの推計約870万人の約2%に過ぎません(東大生涯学習論研究室と地域貢献推進センター調べ)。

大半は、収入が国民年金だけなど収入の少ない人たちで、家族や親族の援助・支援を受けてやっと生活をしている人たちが財産管理に無縁だと思うかもしれません。

後見人を選ばず、被後見人の家族等が正しく財産管理をしている家庭もいるかもしれませんが、他人の財産を本人の同意なしで処分することは良いとは言えません。

管理する財産のない人たちでも相続人として遺産分割協議に同意したり、介護サービス施設に入所する契約を結んだり、悪徳商法に巻き込まれないようにするため、法律判断の不十分な被後見人の方の財産を守る成年後見制度です。

②後見人は、兄弟などの法定相続人ではだめですか？

民法第847条に成年後見人の欠格事由があります。未成年者、後見人を解任された履歴のある者、破産者、被後見人に訴訟を起こしたことのある者、その配偶者、その直系血族、行方不明者ですので、それ以外の方であれば誰でもなれます。成年後見人選任申立ての際、親族等を成年後見人の候補者に希望することができますが、決定するのは担当裁判官ですので希望通りにならない場合もあります。

パワーポイント参照 親族が成年後見人になる割合は全体の25%強となっています(年々減少傾向にある)。

③成年後見人と法定相続人の役割と権利の違い、又はどちらが優先されるか？

成年後見人は、療養看護及び財産管理が職務です。身上介護は職務ではなく、親族が扶養の義務があり、面倒を見る必要があります。

被成年後見人が母で、後見人が長男の時、父の遺産分割協議をする場合、後見人の立場である長男と子の立場である長男とが利益相反となるため、母の特別代理人を新たに選任してもらい、遺産分割協議をする必要があります。

④成年後見人が事故でや病気で急死した場合はどうなる？

家庭裁判所が新たな成年後見人を選任します。

⑤成年後見人は財産管理等、どの程度の権限がありますか？

財産管理全般について、収入から支出までの処理をすることになります。

被相続人の居住用住宅を処分する場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

最低年一回、家庭裁判所に財産管理の報告をする義務があります。

⑥成年後見人と親族兄弟との関係はどのようになりますか？

コミュニケーションをとり、よい信頼関係を築くことが大事です。

被後見人から孫が小遣いをもらっていたが、もらえなくなった、など思い通りに被後見人の財産を使えなくなったりして、不満が募る場合もあります。

⑦後見人をしている司法書士や弁護士が適任でないと感じた場合、交代を感じた時は、どのような対応をすればよいですか？

後見人は、現金・預金・年金の管理、アパート代、税金・公共料金の支出などの管理をし、金銭出納簿をつけ、領収

書を補完するなどして家庭裁判所に報告する必要があります。借金返済のため、不動産を処分することもあります。不正が発覚した場合は、後見人を解任され、民事・刑事上の責任を問われることもあります。

【成年後見制度について】(M 支部)

①遺言書の、公正証書遺言・自筆証書遺言について教えてほしい。

司法書士会では、遺言制度を推奨しています。今回の民法改正における衆議院法務委員会での付帯決議でも、「遺言制度の周知に努めること」が決議されています。

遺言は元気なうちに。

字を書ける状況の人は自筆証書遺言を、字が書けなくなったら公正証書遺言を。ともわれています。

	長 所	短 所
自筆証書	<ul style="list-style-type: none"> ◆費用が安く出来る ◆証人が必要ない ◆遺言内容を秘密にできる ◆書きかえが簡単 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遺言自体が無効になるおそれ ◆家裁での検認が必要 ◆紛失・改ざんのおそれ ◆本人の自筆のみ有効
公正証書	<ul style="list-style-type: none"> ◆確実に遺言を残せる ◆紛失・改ざんのおそれがない ◆家裁での検認不要 ◆自筆できない方も作成可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公証人などの費用がかかる ◆証人が2人以上必要 ◆内容が証人・公証人に知られる

②遺言書は、全て手書きと聞いておりましたが、パソコン作成でも出来るとのことですが本当ですか。

本当です。(今回の研修のテーマになっています。平成31年1月13日施行)

財産目録の部分だけは、通帳の写しや不動産の登記事項証明書でもよいですし、代筆でもパソコンで作ってもよいことになりました。

1項目に自書部分と自書によらない財産目録部分が混在することは認められません。

「署名・押印」を原則、財産目録の毎葉にしなければなりません。

用紙の両面に記載がある場合は、両面に「署名・押印」が必要です。

用紙の片面に記載がある場合は、裏面に「署名・押印」してもよいです。

③平成24年中に行われた生前贈与なら何年で時効が成立するのですか。

質問の内容は贈与税のことでしょうか？

不動産の時効取得は、善意の場合で10年、悪意の場合で20年で時効が完成します。

④遺言書はどのように作成すれば認められますか。またどのように書かれていればまた認められるでしょうか。逆に認められないのはどのような場合ですか。

別途説明。

「相続させる」「遺贈する」

⑤遺言書はどの程度の法的効力がありますか。

民法第968条に、遺言者の意思を尊重するという自筆証書遺言の規定がありますので、法的効力は十分にあります。また、「相続」は相続人間の公平な財産の分配を目指していることから、民法第1042条「遺留分」もありますので、全部取得できない場合があります。

相続人全員の合意があれば、遺言と違う遺産分割協議をすることもできます。

⑥相続人に反対者がいた場合には効力はなくなりますか。全員の同意が得られなかった場合等はどのようにですか。遺言のことでしょうか？遺産分割協議のことでしょうか？

遺言についていいますと、「遺留分」が兄弟姉妹以外の相続人にあります。遺留分減殺請求権・遺留分侵害請求権

- ・直系尊属のみが相続人である場合 財産の3分の1
- ・前記に掲げる場合以外の場合 財産の2分の1

【遺言書】(I 支部)

①遺言書を簡単に作成する方法

自筆証書遺言

「すべての財産を〇〇に相続させる。」

②相続の手続き方法

相続人を確定させる。(戸籍・除籍謄本を取り寄せる)

相続財産を確定させる。(現金・預貯金の残高証明書、株式等の有価証券、不動産固定資産の確認等、負債の確認)

遺言があれば遺言。

遺言がなければ、遺産分割協議。調わなければ、遺産分割調停・審判。

【成年後見制度】(A 支部)

①法定後見制度のメリット・デメリット

後見人が財産を動かすことができる。不動産等財産の処分ができる。

悪質な契約などを取り消すことができる。

財産の使い込みなどを防げる。

費用がかかる。800円+2000円+診断書料。司法書士・弁護士が後見人月1万円以上の報酬。

成年後見人の取下げが難しい。

親族等一般の人が後見人の場合、財産管理が面倒くさかったり、難しい判断を求められたりする。

(遺産分割協議、不動産売買契約、借金の返済計画等)

不必要な出費ができなくなる。自由度が減る。(面会の旅費・宿泊費をだせない)

②任意後見制度のメリット・デメリット

後見人を自分で選ぶことができる。(後見監督人を選任する)

契約以外のことはできない。

公正証書で契約書を作らなければならない。(費用がかかる)

③親族以外の人が選任された場合の費用はどのくらい？

司法書士・弁護士 月1万から5万円(弁護士の方が高い、財産の多少により金額に変動)

【遺言・相続】

ローンが残っているときはどうなりますか？

相続は、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産も対象になります。
マイナスの財産は、原則、相続人全員が相続分に応じて承継します。
遺産分割協議で一部の相続人に承継させることもできます(債権者の同意必要)。
死亡を知った日から3か月以内であれば、家庭裁判所に相続放棄をすることができます。